

## 令和3年度第3回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会議事録

### 1 日時

令和4年2月18日（金）午前10時～午前10時45分

### 2 場所

岡崎市役所西庁舎7階704号室

### 3 出席委員

山崎浩司 櫻井敬子 都築真琴

### 4 欠席委員

川畑博昭 深津有香

### 5 説明のために出席した職氏名

保健予防課係長：高橋恵美子 同主査：太田綾

新型コロナウイルスワクチン接種推進室主任主査：及部和寿

市民課係長：小林大輔

情報政策課係長：林真暢、同主査：中川朝子、西元梓

### 6 審査会事務局職員

総務文書課長：鈴木洋人 同副課長：野々山浩司 同係長：大須賀麻希 同主査：入江雅志

### 7 議題

- (1) 特定個人情報保護評価（予防接種に関する事務）の審議
- (2) 特定個人情報保護評価（住民基本台帳に関する事務）の審議

### 8 議事（要旨）

（事務局）

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、令和3年度第3回岡崎市情報公開個人情報保護審査会を開催します。

本日の会議には、岡崎市情報公開条例第7条に規定する非開示情報が含まれておりませんので、岡崎市附属機関の会議の公開に関する要領第2条の規定により、公開とさせていただきます。

また、まん延防止等重点措置の中でもありますので、換気等、感染対策をさせていただき、各担当からの説明は簡潔にと事前に依頼していますが、複雑な業務でありますので、可能な範囲で無理なく説明させていただければと思います。それでは、議事の取回しを会長にお願いいたします。

（山崎会長）

よろしくをお願いいたします。それでは本日の議事に入ります。

本日の審議内容は、「予防接種及び住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価」の審議です。

事務局から特定個人情報保護評価の審議の概要について説明があります。その後に、担当課から説明してもらいます。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本日は、予防接種及び住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書について、審査会で点検を行っていただきます。

令和2年8月24日に市民税課の個人住民税に関する事務について、審査会で点検を行っていただき、御承知いただいている内容だと思っておりますが、特定個人情報保護評価について簡単に説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。「特定個人情報保護評価の概要」です。

特定個人情報というのは、マイナンバーを含む個人情報をいいます。

特定個人情報を保有する事務については、保有する実施機関が特定個人情報保護評価を実施することになっています。

特定個人情報保護評価の目的ですが、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、国民、住民の信頼確保するために特定個人情報保護評価を行います。具体的には、特定個人情報ファイルを保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずることを自ら宣言する一連の手続のことを特定個人情報保護評価といいます。

特定個人情報保護評価は、しきい値によって、作成する評価書の種類が異なります。資料2の2ページの「しきい値判断フロー図」を御覧ください。「START」を見ていただくと「対象人数は何人か」とあります。人数によって、全項目評価や重点項目評価に振り分けられます。本日点検していただく「予防接種及び住民基本台帳に関する事務」は、対象人数が、30万人以上ですので、全項目評価の対象となります。

資料2の1ページに戻っていただいて、「(3)保護評価実施の流れ」は、全項目評価書を作成しなければならない対象人数が30万人以上の事務の保護評価実施の流れになります。まず、審査の観点における主な考慮事項を参考に評価書の点検を担当部署が行います。その後、パブリックコメントを行い、審査会での第三者点検を経て、公表という流れになります。

今回の評価書については、パブリックコメントを令和3年12月7日から令和4年1月7日まで行いました。

次に、本日行っていただく第三者点検について説明します。

審査会の第三者点検では、全項目評価書に対し、「適合性」及び「妥当性」の点から審査項目に従って点検を行っていただきます。具体的には、資料2の2ページには「適合性」、3ページに「妥当性」についての項目があります。

これらをさらに細分化したものが、資料5になります。これは、国の特定個人情報保護委員会が第三者点検における審査項目についての考慮事項を示したものです。本日の第三者点検においては、この審査項目と考慮事項について点検をしていただくこととなります。

続いて、資料7をご覧ください。審査の観点における考慮内容が列記してあり、それに対する岡崎市の回答が記載してあります。

この後、それぞれの担当課からの説明をお聞きいただき、国が示す「審査の観点における主な考慮事項」の項目に基づき、適切な時期に、適切な方法で実施をしているか」などの「適合性」、それから、「記載内容を具体的に記載しているか」、「記載しているリスク対策は、特定個人情報の目的に照らし妥当なものか」などの「妥当性」の観点から、点検をしていただき、御意見をいただければと思っております。

以上が、特定個人情報保護評価の流れになります。

本日の審議の流れですが、最初に保健予防課の「予防接種に関する事務」から行い、次に市民課の「住民基本台帳に関する事務」の順番で点検を行っていただきます。

私の方からは以上です。

(山崎会長)

それでは、「予防接種及び住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価」の審議に入りたいと思います。本日は、保健予防課、ワクチン接種推進室、市民課、情報政策課が来ております。それでは、「予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価」について、保健予防課から説明をお願いします。

(保健予防課：高橋係長)

保健予防課予防接種係の高橋と申します。よろしくお願ひいたします。「予防接種に関する事務」においては、平成28年よりいわゆるマイナンバーを使用して事務を行っております。それに先立ち平成27年に「特定個人情報保護評価書」を作成し、公表をいたしました。その後5年を経過する令和2年に再実施及び公表をいたしました。

今回、新型コロナウイルスに係る予防接種が臨時に行う予防接種に規定されました。これに伴い、特定個人情報保護評価の全項目評価への変更が必要になりました。

新たに全項目評価を実施するときには再実施をすること、とされているため、再評価を行った評価書を作成いたしました。

市民の信頼を得るに足る評価書となっているかと思っておりますが、審査会での御意見を賜りたいと存じます。詳細な内容につきましては、保健予防課の太田主査から説明させていただきます。

(保健予防課：太田主査)

私の方からは、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書案の概要等について御説明いたします。使用する資料は、事前にお配りさせていただいた保健予防課「資料6」を中心に御説明させていただきます。

まず、「資料6」の1ページでございます、事務の概要について御説明させていただきます。こちらを図式化し、予防接種業務で使用するシステム及び情報の流れを記載したものが次の2ページでございます。

なお、岡崎市では、定期予防接種業務いわゆるコロナワクチン以外のワクチン接種業務を保健予防課、臨時予防接種業務いわゆるコロナワクチン接種業務を新型コロナウイルスワクチン接種推進室が事務を行っております。定期予防接種と臨時予防接種の使用システムについては、ほぼ

共通しておりますが、コロナワクチンのみに使用するシステムもございますので、該当のものは赤で記載しております。

予防接種を実施するに当たり、まずは接種案内を送付するために対象者の把握をします。これは住民記録システムよりデータ連携基盤を経由して住民情報を住民健康管理システムに取込み、抽出を行います。抽出されたデータを基に対象者へ接種案内を送ります。

転入者は岡崎市に予防接種記録がないため、適切な接種案内を送付するために本人や保護者から接種記録を提供してもらったり、情報提供ネットワークシステムから取得したり、コロナワクチンに限ってはワクチン接種記録システムから取得したりした上で接種案内を送付します。

また、実費の徴収をしている予防接種については、本人からの同意書の提出をもって課税状況の確認を行い、それに応じた接種案内を送付します。

課税状況の確認はデータ連携基盤を経由した取得、または情報提供ネットワークシステムを経由した取得をしています。

その後、対象者は送付された接種案内を持って協力医療機関で予防接種を受けます。医療機関は接種実績を岡崎市へ報告します。岡崎市では報告された接種実績をデータ化し、住民健康管理システムへ取込みをします。

なお、コロナワクチンについては、医療機関によっては予約システム又は専用タブレットによるAI-OCRで接種記録をデータ化されるため、それを住民健康管理システムに取り込む場合もあります。

住民健康管理システムに取込みをした岡崎市が実施した予防接種記録は、中間サーバーへ副本登録し、情報提供ネットワークシステムを経由して他市へ情報提供が行われます。

情報提供ネットワークシステムで個人情報のやり取りがされる際は、マイナンバーに代わる「符号」というものが情報提供ネットワークにより振り出されます。この符号は機関別に振り出されるものであり、この異なる「符号」が情報提供ネットワークシステムで変換・紐付けされることにより情報連携が行われます。

なお、コロナワクチンに限っては、情報提供ネットワークシステムを経由した情報連携は本年6月から開始予定となっているため、現在はコロナワクチンにのみ使用されているワクチン接種記録システムで情報連携しています。

また、昨年12月から電子証明書の交付が開始されました。これは被接種者がスマホに専用アプリをダウンロードし、マイナンバーカードの読取による個人番号を提供することによって、ワクチン接種記録システムにある予防接種記録を証明書として提供するものです。

予防接種後、接種したことによる健康被害が発生した場合に、健康被害救済制度があります。給付を行う場合、給付の内容によっては他の給付制度との併給調整等が必要となる場合がありますため、情報提供ネットワークシステムを経由して情報を取得することもできます。

以上が、予防接種業務の事務の概要になります。

次に、3ページに記載の予防接種情報ファイルについて御説明いたします。

予防接種業務では、接種記録を管理し、適切な対象者に適切な時期に予防接種を行うために予防接種情報ファイルを使用します。このファイルには、対象者情報や対象者の予防接種情報が記録されます。記録される情報は、庁内他部署からの移転、他自治体からの提供、本人から若しくは医療機関からの報告により入手します。

予防接種業務ファイルの取扱いは、システム改修、保守運用、業務運用、窓口業務等の業務について委託をしています。

また、予防接種情報は番号利用法に基づいて他自治体へ提供しています。

予防接種情報は、予防接種法施行令第6条の2により、5年間保存しなければならないこととなっていますが、予防接種の種類によっては5年以上の期間にわたって複数回接種するものもあり、接種状況の確認のため必要な限り保管しています。保管については、令和4年度に住民健康管理システムのクラウド環境への移行を予定しているところですが、クラウド移行前は本市において情報セキュリティポリシーに基づいて保管、クラウド移行後は委託業者の規定に基づき厳正に保管されます。

以上が予防接種情報ファイルについての御説明になります。

次に特定個人情報を用いて本事務を行うことによって生じるリスクへの対策についての御説明です。5ページ6ページに記載しておりますので御覧ください。

特定個人情報を入手したり、使用したりすることで想定される様々なリスクに対し、リスクを低減する対策の8つの主な事項を列挙しております。

1つ目は特定個人情報を入手する際の対策です。あらかじめ評価書に記載した入手先・入手方法以外の入手は行わない仕組みとすること、届出書の様式を必要な情報のみ記載するように定めることで、不必要な情報は入手できなくなっております。

2つ目は特定個人情報の使用に際しての対策です。そもそも、情報を管理する端末自体へのログオンには、職員のICカード及びパスワードが必要となり、さらにシステムへのログインにもID及びパスワードが必要となっており、許可されたユーザー以外アクセスできない仕組みとなっております。

3つ目は特定個人情報ファイルの取扱いを委託する際の対策です。特定個人情報ファイルを委託する際には、取扱い区域の特定、個人情報の保管方法、持ち出し等を規定した「個人情報取扱特記事項」を契約書に添付し、契約を取り交わしており、契約後は遵守状況を定期的に報告及び確認を行い、監督をしています。

4つ目は情報提供ネットワークシステム以外で、特定個人情報を提供する際の対策です。該当はコロナワクチンで使用するワクチン接種記録システムを用いた提供のみになります。提供記録を残すとともに、本人の個人番号と確認できた場合にのみ提供しています。

5つ目は情報提供ネットワークシステムで特定個人情報を入手・提供する際の対策です。住民健康管理システムは、情報提供ネットワークシステムとは直接接続していません。入手については専用端末にてアクセスしますが、アクセス権限の設定及び操作ログを記録し目的外入手を防止

しています。提供については原則中間サーバーにあらかじめ登録した情報による自動連携としているため、意図的な不正提供を防止しています。

6つ目は特定個人情報の保管・消去する際の対策です。本市においては、先ほど3ページの予防接種情報ファイルの保管にてご説明しましたとおりの保管措置対策をしております。

7つ目は監査についてです。全庁的な年1回の評価書の見直しに合わせて、担当課にて評価書とおりの運用がされているか確認しています。

8つ目は従事者に対する教育と啓発についてです。常勤・非常勤関係なく、事務取扱者に対し、年に1度、特定個人情報等の適切な取扱いについて及びサイバーセキュリティの確保に関する教育研修を実施しています。

以上が想定しているリスク、それに対する対策でございます。

「資料6」の最後になります。前回、令和2年度の重点評価書からの主な変更点について御説明いたします。

主な変更点は3つございます。

1つ目は重点項目評価書から全項目評価書への変更でございます。コロナワクチンの追加に伴い、取扱対象人数のしきい値判断が30万人を超えたため全項目評価書へ移行となりました。

2つ目はコロナワクチンの追加により、新たにワクチン接種記録システムの導入等、従来の特定個人情報の取扱いに変更が生じました。そのため、その部分を追記しております。

3つ目は本市において使用している予防接種台帳システムであります、住民健康管理システムが、令和4年度に現在のオンプレミス環境からクラウドサービスへ移行する予定になっております。それに伴い、データの保管方法やネットワーク環境の一部が変更され、リスク対策に係る記載も変更になるため、移行前、移行後と分けて記載しています。

以上が評価書案の概要になります。

次に「資料7」を御覧ください。

「資料7」は、審査の観点における考慮内容に対する回答についてです。

岡崎市の回答は記載のとおりで、審査の観点からも十分な記載となっているかと思えます。適合性・妥当性について、それぞれ項目に従って回答を作成しておりますが、妥当性についてのリスク対策等は、先ほど評価書案の概要で説明させていただきましたので、今回は適合性のみ御説明させていただきます。なお、気になる箇所等ありましたら一番右の「全項目評価書記載箇所」の列に対応する項数を記載しておりますので、該当箇所を御確認いただけたらと思えます。

それでは適合性について、項番1～6を順番に御説明いたします。

項番1については、現在の予防接種法上、全市民が対象となり、30万人を超えているため全項目評価となり、しきい値判断に誤りはありません。

項番2については、予防接種事務は保健予防課及び新型コロナウイルスワクチン接種推進室が担当しており、いずれも市長部局に属し実施主体は岡崎市長です。適切な実施主体が実施しております。

項番3については、全て公表しております。

項番4については、重要な変更を加える場合の再実施の時期は、原則、変更前に再実施をすることとなっておりますが、今回の変更は新型コロナウイルスワクチンの追加に係る変更であり、デジタル庁より緊急時の事後評価の適用対象となり得るとされております。今回の再実施は変更を加えた後、速やかに再実施するものです。

項番5については、パブリックコメントを募集し、1件の意見提出がありましたが、評価書に言及した内容ではなかったため修正しておりません。

項番6については、全項目評価書を作成し、記載すべき項目は記載しております。

以上が適合性についての御説明になります。大変長くなりました。以上が予防接種に関する事務の御説明になります。ありがとうございました。

(山崎会長)

担当課からの説明に対して、委員から御質問等はございませんか。

(山崎会長)

「資料7」の適合性についてのみの回答でしたが、妥当性については、事務の概要説明の時に既に行ったから省略したということによろしいですか。

(保健予防課：太田主査)

コロナ禍でありますし、短縮ということもあって割愛させていただきました。

(山崎会長)

このような対策を取ってあって、妥当であるという形の回答になっておりますが、この中でこういった点に問題があるという回答がされているところはありますか。

(保健予防課：太田主査)

ございません。

(山崎会長)

それぞれの審査項目に関して、全て妥当であるという宣言内容になっているということですか。

(保健予防課：太田主査)

はい。そうです。

(山崎会長)

パブリックコメントの意見が1件あったということでしたが、どのような内容でしたか。

(保健予防課：太田主査)

「個人情報の取扱いを外部委託せずに全て内部で取り扱ってほしい」という御意見でした。それに対して回答させていただきましたが、外部委託に関しては、業務を効率的・安全的に遂行するうえで必要であり、番号利用法でも認められています。本市としては、番号利用法に基づき、本市が果たすべき、安全管理措置と同等の措置が講じられているかを確認したうえで外部委託をしていますので、引き続き適切な取扱いが行われるよう、監督しております。とパブリックコメントに対して回答させていただきました。

今回の評価書の修正に当たって、外部委託を行わないというのは難しいので、その点に関しては記載しておりません。

(山崎会長)

それでは、確認をさせていただきますが、「予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価」について、適切なものと判断してよろしいでしょうか。

(櫻井委員・都築委員)

(賛成の意を示す。)

(山崎会長)

それでは、承認ということで終わりたいと思います。御苦労様でした。

これで予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価の審議を終わります。

保健予防課及びワクチン接種推進室の職員は御退席をお願いいたします。本日はありがとうございました。

(保健予防課及びワクチン接種推進室：退席)

(山崎会長)

続いて、「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価」について、市民課から説明をお願いします。

(市民課：小林係長)

本日は、委員の皆様、お忙しい中、住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価書につきまして、審査のお時間をいただきましてありがとうございます。

住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書については、平成26年12月に個人番号を保有する前に初回の評価及びパブリックコメント、審査、公表を行いました。その後、平成27年10月にシステムを更新する際に2回目の評価、審査、公表を行いました。また、平成28年7月に証明書コンビニ交付システムを追加するために3回目の評価、審査、公表をしております。今回、最後に評価した平成28年度から5年経過しましたので、特定個人情報保護評価指針で一定期間を経過した場合、再評価を実施する必要があるため、御意見を賜りたいと思います。

御存知かもしれませんが、まず住民基本台帳事務について簡単に御説明をしたいと思います。資料6の概要のP2の図を参考に見ていただければと思います。

住民基本台帳事務は、その市町村に住む住民を対象に行政を適切に行い、正しく権利を保障するため、その市町村に住居がある者を正確に記録するために住民基本台帳法に基づき、整備するものです。記録された情報は、住居の公証するものとして住民に利用されるほか、市町村の効率的な事務処理の基礎として使用します。

具体的には、住民基本台帳は原則、住民からの届出に基づき、個人毎に住民票を作成し、住所を記載します。また、身分情報として、名前、性別、生年月日等を記載しますが、こちらは戸籍情報若しくは在留資格情報に基づき記載します。記載された情報は、住民等の請求により住居等

の公証に使用するものとして、写しを証明書として交付します。これがいわゆる住民票の写しです。市役所の窓口のほか、現在はコンビニ等でも取得することができます。

次に住民基本台帳は市町村単位で編纂されるため、事務の効率化を目的とし、平成14年から住民基本台帳ネットワークシステムにて都道府県、市町村、国の団体等と情報の連携を行っています。先ほど身分情報について、戸籍、在留資格の情報に基づいて記載すると述べましたが、それらの正確な記載をするため、他市町村等と戸籍情報に関する情報のやり取りをしています。また、出入国在留管理庁と在留資格情報等の情報連携を行っています。このようにして記載された、住民票に関しては、岡崎市における事務の基礎情報として、庁内の他課等に提供し、利用されています。

最後に、平成28年からマイナンバー制度が始まり、マイナンバー制度の方でも一部住民票の情報を他市等に提供しています。また、マイナンバーを住民票に記載すること、マイナンバーの通知、交付、更新事務も住民基本台帳事務となっております。

住民基本台帳事務において、取り扱っている情報についてですが、4ページを御覧ください。住民基本台帳事務の大元の住民票の情報である住民基本台帳ファイルに記録されています。

こちらには氏名、性別、住所、生年月日のほか、国民健康保険情報、介護保険情報が記録されています。

本人からの届出を基本として、また、他市町村からの通知、他部署との情報連携により入手しております。この情報は、市民の居住の公証や市役所内の行政サービスの基礎情報として使用します。

住民基本台帳ファイルを主に使用している、住民記録システムについては、システムの保守や改修を業者に委託しております。

提供・移転につきましては、個人番号法に記載のある、事務や団体に対して行っております。

保管・消去につきましては、法律が改正され、今まで5年で廃棄してよかった情報が150年で消去・保管となり、永年に近い形で保管することになりました。基本的には消すことはないですが、不必要なものや使用済みのハードディスク等は、物理的に破壊することによって消去しております。

続きまして、住民基本台帳ネットワークシステムに利用する、特定個人情報ファイルを本人確認情報ファイルと言います。こちらは住民票情報の内、住所、氏名、生年月日、性別の4情報やマイナンバーを記録しております。

こちらの情報は住民基本台帳ファイルから抽出する形で使用しております。

使用先は、住民基本台帳ネットワークシステムで本人確認などに使用しております。

こちらのシステムのサーバーの保守を業者に委託しております。

提供・移転先は、都道府県及び地方公共団体情報システム機構へ提供しております。

保管・消去に関しては、住民基本台帳ファイルと同様に150年保管します。原則消去することはありませんが、不必要な情報に関してだけ消去しております。

3つ目の送付先情報ファイルですが、平成28年から使用している特定個人情報ファイルですが、こちらはマイナンバーカードの申請、作成に必要な情報が記載されています。こちらは、住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、住民基本台帳ネットワークシステムで使用しているファイルから情報を抽出して入手しております。

使用先は、マイナンバーカードの申請、作成やマイナンバーの通知に使用しております。

こちらのシステムの保守を業者に委託しております。

提供・移転先は、地方公共団体情報システム機構へ提供しております。

保管・消去に関しては、基本的には地方公共団体情報システム機構へデータを送信すると、一定期間後に自動的に消去されます。

以上が住民基本台帳事務で使用する特定個人情報ファイルの説明になります。

続きまして、リスク対策になりますが、特定個人情報の入手に関しては、本人及び代理人からの届出、又は他団体からの通知、他部署からの連携を元に入手しておりますので、それ以外のところからは入手しておりません。

特定個人情報の使用に関しては、システムを利用しており、アクセスに関してユーザー登録及び認証された者しか利用できませんので、部外者は利用することができません。

また、操作者がどのような照会、異動を行ったかの操作ログを記録し、定期的に分析しております。

特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関しましては、業者に委託をしており、委託契約書において、個人情報の取扱いに関する事項を規定し、それに沿った業務実施体制を取らせております。

特定個人情報の提供・移転に関してですが、証跡を定期的にチェックすることにより、不正な提供・移転が行われていないことを確認しております。

情報提供ネットワークの接続に関してですが、住民基本台帳ファイルのみで、こちらに関してはシステム間による連携のみとなりまして、暗号化通信としており、システムのアクセスログ・操作ログをとることにより監視し、不正を防止しております。

続きまして、特定個人情報の保管・消去につきましては、クラウド形態によるサービスの提供を受けており、事業者の選定において、セキュリティ、情報の取扱いについて、公的機関の認証を受けていることを条件に選定しております。また、ウイルス対策、不正アクセス等の利用についても契約書に記載しております。

監査については、市民課で毎年、自己点検を行い、評価書どおりの運用が行われているかを確認しております。

最後に従業員に対する教育・啓発ですが、毎年、情報部門によるマイナンバーの研修を受講、その他にも市民課で独自の研修を行っています。以上がリスク対策の説明となります。

続きまして、特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の説明に入りたいところですが、既に3回の審査をさせていただいておりますので、主に変更があった点についての説明とさせていただきます。5年前の評価書からの変更点として5点あります。

具体的な変更箇所につきましては、資料9のP67～P82に記載しておりますが、①法令等の改正による修正、②システム構成の見直しによる修正、③組織改正による修正、④セキュリティポリシー等の例規に対する修正と⑤再評価により判明した内容、文言や表現等の修正になります。

1つ目の法令等の改正につきましては、主に令和元年5月31日に通称「デジタル手続法」が成立し、その中で住民基本台帳事務に関する内容が列挙されており、影響を反映しました。内容としましては、通知カードの廃止、戸籍の附票記載内容の変更等、データの保管期間が変更となっているため、該当の箇所の修正を行いました。

また、毎年のようにマイナンバー法も改正され、マイナンバーの取扱い事務や提供事務等について追記されていますので、その該当箇所の修正を行いました。以上が法令等による改正です。

2つ目にシステムの構成の見直しによる修正ですが、戸籍の附票に関する法律の改正に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムに新たに戸籍の附票機能が追加されたため、新たに連携機能ができましたので、その内容を追記しております。また、昨年度からマイナンバーカード管理交付予約システムを導入したため、その内容も追記しています。ただ2つのシステムとも個人番号は保有しておらず、また、現行のシステムの小規模な改修のみで、大きな変更ではありません。

3つ目に組織改正による修正ですが、私ども市民課が今年度より市民生活部から市民安全部となったことによる該当箇所の修正を行いました。

4つ目にセキュリティポリシー等の例規に対応する修正としまして、岡崎市情報セキュリティポリシーの改定に合わせまして、再委託先に委託先同様に守秘義務を課すことを該当箇所に追記しています。

最後に再評価により判明した内容、文言や表現等の修正についてです。大きな部分として、接続先のシステムが変更されていたことや記載漏れしていたシステムの記載、また、情報部門の運用委託先の追加、記載の必要なくなった箇所の削除などになります。運用の変更等の大きな内容はあります。以上が再評価による見直しによる修正になります。

修正内容以外につきましては、平成28年度に承認いただいた内容から変更はありません。また、修正内容に関しても適合性等に照らし合わせた上で、考慮内容を満たしているものと考えています。

最後に今回の評価書ですが、令和3年12月7日から令和4年1月7日までパブリックコメントにて意見を求めたところ、1件の御意見がありましたが、内容が個人情報保護制度自体への改善要求であり、住民基本台帳事務の評価書に係る内容ではなかったため、評価書の修正箇所はありませんでした。

今回の再評価において、事務の大きな変更はなく、前回の評価書からリスクは増加していません。この5年間の間に重大事故がなかったことから、安全性に問題はなかったと思われま

す。以上をもちまして、評価書の説明になりますので、御承認を頂ければと思っております。

よろしく申し上げます。

(山崎会長)

担当課からの説明に対して、委員から御質問等はございませんか。

(都築委員)

重大事故には該当しないが、リスクがあるような事象などはありましたか。

(市民課：小林係長)

細かいところでいうと、数は少ないですが、証明書を取り違えてしまうことはありました。こちらについては、職員に対する研修という形で周知及び啓発しております。

(都築委員)

そういった事象を踏まえた上での妥当であるというリスク分析や軽減措置ということでしょうか。

(市民課：小林係長)

今回の再評価に当たりまして、ワークフローの見直しやリスク分析をもう一度行い、それを踏まえた評価書の記載としております。

(山崎会長)

それでは、確認をさせていただきますが、「住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価」について、適切なものと判断してよろしいでしょうか。

(櫻井委員・都築委員)

(賛成の意を示す。)

(山崎会長)

これで承認とさせていただきます。お疲れ様でした。引き続き頑張ってください。

本日はここまでにしたいと思います。以上で令和3年度第3回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。

令和4年5月19日

(署名者)

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 山崎 浩司